

大阪医科大学 適正使用委員会規程

(平成27年2月1日施行)

(目的)

第1条 この規程は、大阪医科大学（以下、「本学」という。）における公的研究費の不正使用に関する防止計画の推進を図り、もって本学における研究費の適正な運営・管理体制を確立するため、大阪医科大学公的研究費運営・管理規程（以下、「規程」という。）第13条の規定に基づき、本学適正使用委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員もって構成し、委員は、規程に定める統括管理責任者（以下、「統括管理責任者」という。）が任命する。

- (1) 医学部、薬学部及び看護学部の教員 各2名
- (2) 事務局長
- (3) 財務部長
- (4) その他、統括管理責任者が必要と認めた者

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、統括管理責任者が任命する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 4 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理し又はその職務を行う。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、全委員の過半数の出席（委任状出席を含む。）をもって開催することができる。

- 2 委員会の議事は全委員の過半数（委任状出席を含む。）をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 委員長が必要と認めたときは、関係者に対し必要な資料の提出を求め、その者を出席させ、意見又は説明を聞くことができる。

(委員会の所掌)

第6条 委員会は、不正防止に係る次の事項を所掌する。

- (1) 不正発生要因の実態の把握及び検証
- (2) 不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む機関全体の具体的な対策の策定
- (3) 不正防止計画の推進
- (4) 不正防止計画の進捗状況の把握及び改善
- (5) その他、公的研究費の不正防止に関する事項

(統括管理責任者への報告)

第7条 委員長は、委員会での決定事項を統括管理責任者に報告する。

(委員会の事務局)

第8条 委員会の事務局は、研究推進課とする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、各学部教授会及び学部間協議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年5月26日から施行する

附 則

この改正は、令和3年7月9日から施行し、令和3年6月1日から適用する。